

●第8章 雪害対策

第1節 応急対策

大雪に伴う活動について、区本部は、総務局、道路局、消防局及び交通局と密接に連携を図り、早い時期に除雪活動等を実施します。

なお、現場活動においては、区警戒本部（区本部）、消防署（消防地区本部）、消防団、所轄警察署等と相互に連絡をとり、効果的に実施します。

第1 防災組織体制【各班】

「横浜市警戒体制及び警戒本部等の設置に関する要綱」に基づき、気象状況の推移に合わせ、次により応急対策を実施します。

1 警戒体制

確立基準	・市域を対象とする大雪注意報（12時間降雪の深さが5cm以上）が発表されたとき
構成	・区警戒本部（1号配備）を構成する署所
警戒体制時の措置事項	区長は、必要な資機材の点検、調達等活動体制の準備及び警戒本部に速やかに移行できる体制を確保します。また、勤務時間外は、常時連絡が取れる体制を確立し、必要に応じて職員の配備等を指示します。 また、降雪の状況により、除雪等必要な活動を実施します。

2 区警戒本部

設置基準	1号配備	1 市域を対象とする大雪警報（12時間降雪の深さが10cm以上）が発表されたとき。 2 区域において、積雪により都市機能の阻害が予想される場合、又は被害が発生したとき。 3 市警戒本部長が指定したとき。 4 その他
	2号配備	1 市内全域に着雪し、低温及び長時間の降雪により積雪深の増加が見込まれるとき。 2 短時間に多量の降雪が始まり、積雪深の増加が見込まれるとき。 3 气象台等からの情報を総合的に勘案し、市警戒本部長が必要と認めたとき。
	警戒本部長	区危機管理責任者（副区長）
	構成	区役所（土木事務所を含む。）、消防署 ※ 土木事務所及び消防署は、設置基準を別に定めます。

運 営	設置通知 廃止通知	区警戒本部を構成する部署へ通知し、市警戒本部に報告する。
	警戒本部会 議	区警戒本部長は、情報交換や活動方針の協議のため、必要に応じて区警戒本部会議を開催する。
	職員の派遣	土木事務所長及び消防地区本部長は、必要に応じ、情報収集及び連絡調整のため、区警戒本部に職員を派遣する。
廃止基準		1 区本部が設置されたとき。 2 大雪警報が解除され、区内における活動がおおむね完了したとき。 3 その他必要と認めたとき。 (注) 市警戒本部設置時に廃止する場合は、市警戒本部長の承認を得るものとする。

3 区本部

設置基準	1 道路交通機能の阻害及び、多数の被害が発生したとき。 2 区長が必要と認めたとき。 3 市域を対象とする大雪に関する特別警報が発表されたとき。 4 市本部長より区本部設置の指示があったとき。	
本部長	区長	
構 成	区役所（土木事務所を含む。）、消防署	
運 営	設置通知 廃止通知	区本部を構成する部署へ通知し、市本部に報告する。
	本部会議	区本部長は、活動方針の決定その他活動の統制を図るため、区本部員を招集し、本部会議を開催する。
	職員の派 遣	土木事務所長及び消防地区本部長は、情報収集及び連絡調整のため、区本部に職員を派遣する。
廃止基準	1 区内における応急活動がおおむね完了したとき。 2 区警戒本部に縮小することが適当であると判断されるとき。 (注) 市本部設置時に廃止する場合は、市本部長の承認を得るものとする。	

4 職員の配備

大雪時における職員の配備は、市防災計画第3部第6章「職員の配備・動員」に基づき、区の実情を考慮して、動員予定者をあらかじめ定めておきます。

区警戒体制	連絡体制の確保、事前準備等に必要な人員で区の実情による。
区警戒本部	1号又は2号配備とするが、区の実情により適宜増員又は減員する。 なお、警戒本部長は、市内の降雪状況や気象情報等を総合的に勘案し、体制の強化が必要と判断した場合は全区局に2号配備を発令する。
区 本 部	3、4、5号配備のいずれかの配備とするが、区の実情により適宜増員、又は減員する。

第2 応急活動

1 情報の収集【庶務班、情報班】

区本部長は、テレビ・ラジオ等の情報に注意するとともに、概ね次の情報を収集し、市警戒本部長（市本部長）に報告します。

- (1) 積雪情報
- (2) 市民利用施設の状況
- (3) 職員配備状況
- (4) 活動状況
- (5) 被害情報（人的・物的）
- (6) 住民の避難情報（帰宅困難者を含む。）
- (7) その他必要と認める情報

2 除雪対策等【土木事務所地区隊、消防地区本部】

- (1) 道路局、土木事務所（土木事務所地区隊）及び港湾局は、道路交通を確保するため、主要道路、バス路線などを重点に、早い段階から降雪対策を実施し、必要に応じて凍結防止対策を講じるものとします。
- (2) 消防局は、消防隊による消防水利確保のための除雪活動を行います。
- (3) 市警戒本部（市本部）は、道路、交通機能の阻害に重大な影響を及ぼす恐れがあるときは、計画的に除雪を実施します。

3 被災者等の受入れ【各班】

区役所は、家屋の損壊等による被災者が発生した場合、地域防災拠点、地区センター、スポーツセンター、公会堂などの公共施設を避難場所として提供し、毛布等の供給など必要な協力を行います。

4 帰宅困難者対策【避難者・駅対応班】

公共交通機関の途絶により帰宅困難者が発生し、交通機関等から要請があった場合でやむを得ないときは、駅周辺の帰宅困難者一時滞在施設などを活用して受入れを行います。

第2節 業務分担

第1 区本部

- (1) 区警戒本部（区本部）等が必要とする情報の収集・伝達
- (2) 危機管理システム等により受信した大雪に関する情報等の土木事務所（土木事務所地区隊）及び防災関係機関への通報
- (3) 区役所利用者の安全確保
- (4) 被災者等の発生に伴う避難誘導及び避難場所の開設
- (5) 隣接区と協力した避難受入れの実施
- (6) 避難者（帰宅困難者を含む。）に対する支援
- (7) 区民への安全広報の実施

- (8) 降雪状況及び被害状況の把握
- (9) 市民利用施設等の利用情報に関する情報の提供

第2 土木事務所

- 1 道路交通の緊急確保
 - (1) 雪害対策道路等の決定
 - (2) 通行規制区間の設定（警察署との協議による。）
 - (3) 早期除雪活動の実施

- 2 事故の未然防止
 - 融雪剤、凍結防止剤の散布等による凍結防止措置の実施